

第7回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成28年2月26日（金）10:00～11:45

場 所：議事堂6階601委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員13人

資料：検討会資料

資料1 意見シート（各委員提出）

資料2 三重県手話言語に関する条例検討会 各委員の意見の取りまとめ

資料3 三重県手話言語に関する条例検討会 今後のスケジュール見通し（案）

委員：ただ今から、第7回三重県手話言語に関する条例検討会を開催します。

1 各委員からの意見シートについて提出者説明

委員：本日は、条例案に関する各委員からの意見について、提出者から説明いただき、それに対して質疑を行いたいと思います。

委員の皆様からご提出いただきました意見シートについては、資料1としてお手元に配布いたしました。

また、各意見のうち、主に総論と各論についての意見を条例の構成に即して整理し、取りまとめたものが資料2でございます。

各委員から、まだ意見のご説明をいただいておりますので、資料2で整理した位置などが、誤解している部分もあるかもしれませんが、そのような場合は、訂正していただきたいと思います。

本日の進め方についてですが、まず、各委員から、意見シートについて、どのような趣旨であり、どのような想いを込めたか、どうしてそのような考えに至ったかなどを、直接、詳しくご説明いただきたいと思います。

説明は、委員1人当たり、5分以内を目安にお願いします。

それぞれの委員の説明終了ごとに、その委員に対して、質疑を行いますので、説明した委員は対応してください。

さらに、全ての委員からの説明が終了した後、改めて質疑を行います。

それでは、各委員から、順に、意見シートについて説明をお願いします。

委員：条例の構成について総論の部分なんですけども、鳥取県、群馬県の条例の骨子を踏襲するのが良いと思っています。しかし、いずれも議会の責務がなかったので、議会としては条例の提案者でもあるし、議会の中でも手話通訳を積極的に入れるとか、代表質問、知事の提案説明などに手話通訳を積極的に取り入れていくということで規定をしておく方がいいかなと思っています。

それから、県民の役割のようなところに、県の責務かもしれないが、観光旅行者や県の滞在者への対応を入れてはどうかと思っています。京都市が手話言語条

例を作ろうとしているが、観光地として観光旅行者に対して市は対応するという条文が入っている。三重県も同様に入れてはどうかと思っています。

各論については、群馬県に色々聞いたが、教育機関への対応として高校卒業以上の学生も「ろう児等」の中に入れてもいいのではないかと考えました。

鳥取・群馬共に14条にろう者等による普及等の項目が入っているが、これは、総論に規定すべきもので、間違っ各論に入っているのかと思う。これに当たるものは総論に置いた方が良いと思っています。

聴覚障がい者の方は、災害や交通事故などの緊急事態の時にコミュニケーションを必要とするかなと思いますので、手話を用いた情報発信というのが、群馬県や鳥取県は10条に置いてますけど、そこの中に新しく3項に、「災害時の避難方法とか被災後の生活、必要な時期にろう者に必要な支援ができるように努めるものとする」というような、災害対応の項目を別立てで改めて立てておいて、やはり特別な支援が、よりきめ細かい支援が必要だということを明記してはどうかというふうに考えております。以上です。

委員:ありがとうございます。それでは、今、委員のほうから説明いただきましたが、この説明に対して何かほかの委員の皆さんから確認したいこととか、質問とかはございますか。

ちょっと私のほうから2点だけ確認いいですか。

まず、1点が、この観光旅行者、滞在者への対応というところで、一般的に条例というと、本県に在学や在住や通学している人のみならず観光旅行者、要は三重県属地的というか、三重県にいる人には一般的に条例はかかわってくるので、観光旅行者もそもそも対応しているという前提の中で、それよりもこの観光旅行者だけ特出しするというのは、本来三重県に住んでいる人や通勤、通学している人よりも、その人をちょっと重きを置いた内容にするという趣旨かどうかというのが1点と、もう1点が、この高等教育機関というのは、この説明の中では、高校生以上と今話があったんですけど、大学を想定しているのか、さっきの高校生以上という想定なのか、ちょっとこの高等教育機関は何を想定しているかをお願いします。

委員:まず、1点目の観光旅行者は、これはさっきもちょっとお話したんですけど、京都市は別に1項というか1条を立てて、観光旅行者への対応という部分を挙げてまして、伊勢市の観光ボランティア、手話通訳ボランティアの取組を聾啞協会の皆さんも大変評価していたので、そういった取組を伊勢市だけでなく、これから色々観光地としてやっていこうというので、例えば伊賀市とかいろんなところにも、それが広げていけたらいいなと思ったので。これも「県は」ということにして、「県、県民及び事業者は」とここに書いてあるような文章なんですけど、こういう努力義務として1項立てておくと、これからの三重県の観光政策の方針と、それから「おもてなしの心」というのをここに書いたんですけど、こういった部分に強調ができるかなというのが僕の思いです。

それから、高等教育機関のところは、大学とかあと、これは扱いがどうなるかわからないですけど、例えば今後、工業高校の専攻科もできますけど、あれも専攻科がおそらく高等教育機関で「学生」になるんじゃないかなという気がするので、18歳以上のそういうところですね。あとは、県の看護学校ですとか。一番思いを持っているのは県の看護学校で、看護師を目指される方はやっぱり手話というのもこれから必要かなと思ったので、群馬県の時もちよっと県立の看護大学の質問でさしてもらったんですけど。想定しているのは県立の看護学校とかで少し手話の取組なんかもしてもらおうといいかなと思ったので、ここに「学生」を加えたらどうかという思いです。

委員：なるほど。わかりました。ありがとうございます。

ほか、何かご質問とか確認事項はございますか。よろしいですかね。

それでは、次お願いします。

委員：今回、シートを書かせていただいた中で、私が最もここで思いを込めている部分としては、手話の定義として、手話言語としての日本手話であるということを明言すべきだと私は考えています。これまでも調査に行ったときにも、何度か日本手話と日本語対应手話ということ聞かせていただいてきたんですけども、やはり本当にろう者の方を、今の言語学の世界では、もう既に多くの研究者が手話に関する研究というのを本当に進めているのが現状でありますので、やはりそういう進んでいる中に事実がしっかりあるということ踏まえて条例を制定していくべきかなというふうに思っています。それによって、言語としての手話ということが正しく理解して守られるということがろう者の方を守ることだと思っております。

これは今まで有識者にも聞かせていただいた、医療の世界であったり司法の世界であったりそういうところで、本当のろう者の方々がその場で間違っただけのことを通訳で伝えられたりとかすることは非常に危険だと思いますので、そういう部分も含めて教育の中でも幼児のころから、本当に小さなころから、しっかりとした手話が日本手話ということで学んでいくべきじゃないのかなというふうに思いますし、それがやっぱり県としての、大きなこう捉えたときにしっかりとしたものを作っていくのが、やっぱり市町ではなく三重県でやっていくことじゃないのかなというふうに考えました。そういうところから、その部分を定義として入れていくことが大事かなと。コミュニケーションだけじゃないということが言いたいなと思っております。市町で今、条例作られている中では、やはり「理解をしていく」とか「コミュニケーションとしてそれを使って、皆さん、手話の理解をしていきましょう」、すみません、手話は言語ということで、ろう者の方や皆さんが理解をしていくというだけのものでなくて、やはり三重県であるからこそ、教育とかしっかりした部分を進めていくうえには、この日本手話をしっかり学んでいくということが我々も大事、日本語対応とは違う。でないと、文法とかそういうものも違っていくので、事実が伝わらないことがあるということ危惧しています。

そういうところは、県の手話として大事なところではないのかなというふうに思いました。

それから、そういう意味でも、その手話通訳の方が30代40代の方、20代からいらっしゃらないということは大きな問題だと思いますので、これは喫緊の課題として、正しいものを正しく学んでいくところをしっかりとうたっていくべきかなというふうに思います。

そのほかに三重県らしいものとしては、やはり私も、委員の言われたように観光の部分であったりとか、それから災害の拠点とか、情報をしっかりとろう者の方や聴覚に障がいのある方々がしっかりと情報をキャッチをしていくというものが中に入ってこないといけないかなというふうに思っています。

ほかにもあるんですけども、集約するとそういうところですよ。以上です。

委員：それでは、ほかの委員の皆さんから確認したいこととか御質問はございますか。

委員：各論の「乳幼児期からの手話の教育環境の整備」というのは、聴覚障がいのある乳幼児の子に対する教育環境の整備ということでいいんですよね。

委員：はい、そうです。ここは、ろう児というふうに理解をしてください。先ほど申し上げましたように、今、早い段階で聴覚に障がいがあるかどうかということを確認ができる。そうすると、分かった時点でやはり一日も早い手話というのが必要ということも読んだこともありますので、その中で教育はすごく大事という部分でろう児という意味と捉えてください。

委員：ほか、ご質問はございますか。

では、ちょっと私のほうからまた2点いいですかね。まず、1点目が、先ほどの説明をいただいた中で日本手話のところなんですけれども、これは、今の説明ですと、手話は独立した一つの言語であるということをも明記せえという趣旨というのみならず、その日本手話とは別の手話が、例えば日本語対应手話というのは別の手話だという捉え方で考えて、で、「今回いう手話というのは日本手話に限るんですよということまで定義をする」という趣旨かどうかというのが1点。

もう1点は、3つ目に書いてもらってあるこの「意思疎通を言語で行う権利」というのが、ちょっとこれ、もう少し詳しく、どういう意味なのかなというのをご説明をいただけたらなと。

2点をちょっと教えていただけますか。

委員：わかりました。私がこだわる日本手話と日本語対应手話というのは、コミュニケーションの中で日本語対応の言葉をしゃべりながら手話をするというのと文法が違ってくるといふ部分であって、実は、埼玉県の朝霞市のほうが言語条例の中で定義をしているんです。日本手話ということで定義をしています。そういう中で、その朝霞市のほうの、これは市のほうでの単位ですけども、例えば中途失聴の方が、日本語が分かっている中途失聴になられた方と、それから、元々やはり聴覚に障がいがあるという方というのは、我々も同じだと思うんですけども、同じ日本人でありながら、その日本語のことが理解できてはいない、自分自

身もまだちょっと分からない部分というのがあるんですけども、「手話は言語である」というところと、それから、言語の中で、その日本手話というのは日本語とは異なる文法の体系を持つものだという、そういうものを入れておくべきなのかなというふうに思うんです。だから、手話は言語ですけども、その中でも日本手話というのをしっかりとこれから先やっていく中では、それをやっていかないかんという。ちょっときちんと言葉にならないんですけども。

委員：そうすると、今の話だと、「手話は独立した一つの言語ですよ」ということを定義しろということでもいいのか。理解でいいんですね。

委員：はい。

委員：すると、日本手話とは別の、例えば手話があるから、日本手話だけまず、限定せえというような狭い意味ではないということですね。

委員：ではないです。あくまでもその日本語それから英語、ドイツ語そして手話という。

委員：ということで、その広い意味で捉えて「手話は言語だ」ということを明記してほしいというのが趣旨という意味ですね。

委員：その中でもどうしてもその日本語対応というところが出てきますので、しっかりそういう中ではその日本手話というのが大事ということが必要かなというふうに思っています。

委員：もう1点の「意思疎通を言語で行う権利」のどこ、ちょっと説明もいただけますか。

委員：こちらは、日本語を、その意思疎通があくまでもコミュニケーションだけで行っていくという、先ほども申し上げたように、例えば市町であったら、「それを理解していきましょう」というものだけではなくて、手話は言語であって、それできちんと意思の疎通ができるようなところまでという。コミュニケーションだけのざくとしたところではないということをやっと言いたかったということなんですが。

委員：なるほど。わかりました。

ほか、皆さんのほうからよろしいですか、ご質問のほうは。それでは、次、お願いします。

委員：3枚目になります。他県の条例と項目を比べてみると、神奈川の項目が非常に少ない。神奈川県には、手話通訳者の確保、養成等についても書き込みが行われていません。やっぱりいろんなことを考えると、鳥取、群馬両条例ぐらいのボリューム的には中身が必要かなというふうに比較をしたときに思いました。

それから、手話施策推進協議会、いろんな名称があると思いますけれども、議提でこの設置をその中に入れ込むのは難しいというお話を聞いたと思うんですけども、群馬は附帯決議の中でその設置をうたっていますが、手法の問題あると思いますけれども、この協議会の設置は具体的に施策を進めるうえで必ず必要だというふうに思っています。

各論についてですが、すごく自分の中で迷いがあるのは、さっき委員が日本手話と日本語対应手話というふうに言われました。日本語対应手話はきっと、ここに書いてある例えば要約筆記とかという意味と同じなのかなと思うんですが、その情報保障という意味でそのことが必要ではないかなというふうに三重県のろう者の方とか難聴の方の現状の人数を見ると、その辺りも全部排除をせずに入れ込むことというのは、考え方としては必要でないかなというふうに思いました。

それから、教育についてですけれども、乳幼児期等からの言語環境の整備というのは、私も必要だと思います。もう一つ、教育に関して言えば、市町村との連携を図っていくときに、地域の学校に行っている子どもたちにどうするかということは、条例に詳しく書き込むことはできないと思いますけれども、その辺りが非常に必要だろうと思います。なぜなら、家族の中で手話を使う方と健聴の方がみえるときに、その地域の中にやっぱり小さいときからの教育として手話を使うことに対する理解を求めていかなければ、家族が分断される危険性が非常にあるというふうに思いますので、そのあたり市町村の連携というのは強くうたってきたいなというふうに考えるところです。

3点目については、防災対策や観光対策についても、ご希望も出ていたと思いますので、具体的には書いてないですけれども、そのあたりのことを入れ込めたらいいかなというふうに思っています。

全体としては、当事者の方が一番やっぱり何を求めているのかということを引きちと捉えたうえで、前文あたりとかというのは反映させるべきであって、単なるコミュニケーションではなくて、本当に自分が言いたいことや相手の言っていることを発出したり受け止めたりするということを保障するんだという強い気持ちを入れた前文を書くべきだというふうに思っています。

そういう意味で、やっぱり手話通訳者の養成というののもかなり必要になってくるかなと思いますし、「このままいけば私たちの言葉が奪われてしまう」という、この前お聞きしたと思いますけれども、その話はやっぱり衝撃的でありますし、絶対にこの条例を作ることによって保障していくべきというふうにも考えます。

こういうことを色々考えると、単にコミュニケーションを保障するというだけでなく、やっぱり手話言語条例というその中身を表わすものをきっちり明確にすべきだというふうに思いますし、この群馬県の先生の話で、ここに捉えがあるんですけれども、この捉えもそのまま正しいとして受け止めていいかどうかという課題もあるなというふうに思いましたので、広くろう者の方の情報保障の概念を入れながら、でも、単にコミュニケーションではないという考え方を入れ込んでいくべきだというふうに思っています。

以上です。

委員：それでは、何か、委員の皆さんからご質問や確認したい事項がございますか。私からまた1点よろしいですか。

この、今書いていただいた総論のところ、「手話施策推進協議会の設置を入れ

ることが必要だけれども難しい」という書き方をさせていただいてあるんですけど、これは、基本的には条文にとかく書き込むべきだという趣旨か、必要なだけどもう書き込むのは、難しいと書いてあるのでやめて、群馬県のような対応をすべきだと、どういう考えですかね。無理してでも書き込もうという意図ですかね。

委員：これ、手法的な問題で、議提条例であっても書き込めるかどうかという判断が自分にはちょっとできなくて、聞いてきたお話の中では「それが難しい」ということだったので。でも、三重県として書き込めるのであれば、私は書き込むべきだというふうに思っています。

委員：なるほどね。わかりました。

ほか、どうですか。ご質問は、よろしいですかね。

では、次へ移ります。よろしくお願ひします。

委員：資料の差し替えをお願いしたいんですけども。よろしくお願ひします。元のものほとんど同じなんですけど、ちょっと言葉の言い回しが少し変なんで、改めて今日、出させていただきます。すみません。ほとんど内容は同じです。よろしいですか。

総論についての意見の部分ですけども、神奈川県のようなろう者や手話の普及の定義というのは、私は必要でないというふうに思っておりますけども、この手話に対する言語の定義に日本手話を定めるべきだというふうに思います。その理由としては、日本では日本語対应手話が混在しているわけですけども、手話言語は日本手話のみという学術的な立証もされておりますので、ここでは日本手話を手話言語に定義を定めたほうが良いというふうに思います。

そして、3県の条例についてなんですけども、この市町の責務についてはそれぞれの自治体が設ければよいというふうに思います。責務、これは鳥取県は責務というふうになってたわけですけども、神奈川県、群馬県のように、市町村との連携とか協力という言い方が望ましいというふうに思います。あと、事業者の役割なんですけども、これは神奈川県のように事業者が手話の使用に関して配慮する旨の条例というのは、もう無理矢理条例にしないという条例にするのではなくて、こういうふうに縛ってしまいますと、ろう者が事業所に勤めようと思っても、事業者がそれまで対応できなかったらろう者が就職しにくいということもありますので、そこまで門戸を狭くする必要はないというふうに思います。

各論についての意見なんですけども、学校における手話の普及なんですけども、ろう児を対象にした特別支援学校等においては、手話を必須科目とすべきことを記述したらどうかというふうに思います。

それから、ろう者の政治への参加なんですけども、議会改革の先進地であるこの三重県議会であるからこそ、ろう者の政治参加を条文に記述してはどうかというふうに思います。例えば、ろう者が手話を用いて選挙、住民投票、請願、議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができる旨の条文を入れれば、ろう者にも配慮した条例になるのではないかというふうに思います。

それから、3県の条例についてなんですけども、基本施策というのは、神奈川県は規定をしておりますんですけども、これはやっぱり必要だというふうに思います。

あと、協議会の件につきましては、先ほどもご意見は出ておりましたけども、書き込めるのであれば、私も書き込むべきであるというふうに思います。

そして、裏のほうへいきまして、最後なんですけども、条例全般に係る意見ということでですね、この条例制定に対する効果で期待することなんですけども、この手話言語条例を制定することによって、手話が、ろう者とろう者以外の懸け橋となって、ろう者の人権が尊重され、互いに理解、共生できる社会を築いていきたいなというふうに思います。

以上です。

委員：ありがとうございます。そうしましたら、今のご説明に対して何かご質問とか確認事項はございますか。

委員：総論の「事業者の役割」ですけども、確かにちょっと神奈川県とか群馬県は表現は違うんですけど、内容的にいうと、群馬県は「ろう者が働きやすい環境を整備する」、神奈川県は「サービスを提供するとき又はろう者を雇用するとき、手話の使用に関して配慮するよう努める」ということで、神奈川県のほうが具体的にいいかなと思っていたんですけど、やっぱりその具体性を求めるあまり事業者が躊躇するという事なんですかね。

委員：私もそういうふうに感じました。事業者として手話に対応できない事業者もあると思うんですけども、そこが雇用しようとするときに、それが壁になって雇用が受け入れにくくなるというふうに思います。別にそこまで規定しなければ、ろう者の方でもすっところ入れる、就職はできるんじゃないかなというふうに思いましたので、ここまで、私は門戸を狭くする必要はないというふうに思います。

委員：ほかにございますか。

委員：手話の定義を日本手話だけに定めるということなんですけども、ただ、それは定義するだけであって、定義するだけであってという言い方は変かもしれないが、定義するわけなんですけれども、ただし、その条文の中に、群馬も鳥取もそうなんですけれども、よく「手話の普及及びその他の手話」とかそういう表現がいくつもあるんですが、環境整備だとかそういうものを進めるわけですが、日本手話の環境整備を進めるということではなくて、手話とその他の手話も同時に普及する、環境整備をするという理解でよろしいですか。

委員：いろんな書物を読ませていただく中で、やはり今混在していて、どれが本当の手話なんやということが色々問題になっていると思います。これは、私より現に使っているこのろう者の方にお聞きをしたほうがいいのかもわかりませんが、やはり2つ3つあると混在していて非常に混乱されると思うので、もう定義付けとして、これはもう日本手話というのが学術的にも認められとるわけですから、「手話というのは日本手話」というふうに、条文に書いたほうがいいと思います。

委員：「手話は日本手話」ということで定義をすると。ただし、その他の手話も含めて環境整備だとか、その他の手話も含めて普及を図っていくことに対しては大賛成という。というのは、この前、聾学校を視察させていただいたじゃないですか。本当に聞こえない生徒さんはいたのかどうか、私は分からなかったんですけども、難聴者の方々がほとんどで、彼らが先生も含めてやっている手話というのは、日本手話ではなくて日本語対应手話だと言われる方がほとんどだったので、ですので、別に日本手話を定義するのはそれは後からの議論だと思うんですけども、日本手話と手話とその他の手話も含めて環境整備を進めたり、普及を図っていくという理解でよろしいですか。

委員：ろう者の方にとってみれば、やっぱり両方で進めたほうが良いとは思いますが、本当の学術的には日本手話が認められているということなんで、私は、定義として日本手話というのを記述したほうが良いと思います。

委員：私の質問の仕方がちょっとまずいかもしれませんが、定義をするのと一緒に、感触として、「その他の手話はちょっと置いて、日本手話は大事だから日本手話を中心的に普及をしていこうと、大切にしていこう」という誤解をですね、日本語対应手話を使っている方々に誤解を招いてしまうようなことはあってはならないという思いがあるので、定義をしてもいいと思うんですけども、普及なり環境整備を進めるにあたっては「手話とその他の手話」でもよろしいですよという確認なんですけれども。

委員：幅広く進めるためにはそちらのほうが良いと思うんですけども、ずっと将来的なことを考えると、私は、この日本手話に定義付けして条文に載せたほうが良いと。混在していて日本手話に通じないところもあるというふうに、いろんな書物を読ませていただく中であるので、一本に絞ったらいいいといういろんな、これ、ちょっと手話通訳の方にも預かってきたんですけど、やっぱり手話通訳者としては、これからは日本手話を進めていくということでこれ、指手話ですね、これはもう最近では本当の手話通訳者は使っていないんだというお話もお伺いしてきたんで、これから一本に絞っていくべきだというふうに、勝手な言い分は分かりませんが、そういうふうに思います。

委員：これについては後ほどまた、要は、手話を定義するのか例えばしないのか、要は、日本手話のみ、このいわば条例全体に係ることですので、その日本手話のみを定めるというか条例にしていくのか、あるいは、もう少し幅広い意味で捉えていくのか、日本で使われている手話を一応すべて網羅していくのかも含めて、後ほどまた議論いただくということで、一応委員の趣旨としては、日本手話に特化したほうが良いだろうというのが一応ご意見ということでお聞きをして、他の意見として、「もうちょっと広い意味で」という話もありましたので、これは、また後ほどの争点のところでも議論をさせていただきたいと思いますので、これについてはそのような形でお願いできればなど。よろしくお願いたします。

ほか、ご質問は。

委員：条例全般に係る意見の中で、「ろう者とろう者以外の人たちが互いに尊重する」というふうな理念が書いてあって、私もそれは欠かせないとは思いますが、ただ、やっぱり中途失聴の方と出会って思うと、ろう者同士の方々がどうやってお互いに分かり合っていくかということとか、ろう者の方々が持っている何か文化そのものの尊重や保障みたいなニュアンスもあると思うので、何とかな、二律で論じるべきではないかなという気がするんですけども、そのあたりどんなふうにお考えかお聞きしたいと思います。

委員：それは、私も十分そういうふうだと思います。ちょっと思いとして書かせていただいたんでこういうふうになりましたけども、ろう者同士もこれはもう十分必要だというふうに理解しております。

委員：そうだろうなと思って確認をさせていただきましたが、その考えもまたどこかに表わせたらいいのかなというふうにも思います。以上です。

委員：ほかにご質問は。では、私のほうからも、ちょっと確認事項なんですけど、まず、1つが、この「特別支援学校において手話を必須科目とすべき」というようなことも書いていただいているんですが、基本的施策のところ。当然、教育課程の中では文部科学省の学習指導要領というのがありますので、その範囲内という解釈でいいのかどうかというのが1点。なかなかそれを超えるものというのは難しいのかなというふうに感じるんですが、そのあたりの考えを1点お聞かせいただきたいことと、同様に、「ろう者の政治参画」のところでも、選挙とか住民投票等々には、例えば公職選挙法とか地方自治法とかそういったものが当然規定されている部分があると思うんですが、それを超えることというのは同様に難しいのかなと思うんですけど、「その範囲内の」というイメージか、あるいは、「ちょっと三重県で勝負して、法を超えるようなものを作っていこう」という趣旨なのか、ちょっとそのあたりの確認をさせていただきますか。

委員：まず、必須教科のほうなんですけども、現状がどうかは十分把握してないわけなんですけども、特別支援学校等においてはこれを必須科目に入れるべきだというふうに思います。それと、2点目なんですけども、それは当然、法を超えてとは自分は考えてないわけですし、やっぱりろう者の方が議会を傍聴しても、そこまでろう者に対応した議会となっていないというふうに思いますし、あと、選挙、住民投票にしてもそこまで配慮がされてないので、そこら辺は条文にうたったらどうかというふうに思っています。

委員：ほかにご質問等はよろしいですか。

それでは、次、お願いいたします。

委員：先ほどの日本手話、手話言語の件ということで、私も深く今まであまり考えてなかったんで、先ほど委員がおっしゃったように、これから意見交換をさせていただいて色々勉強して最終的なものを作っていければというふうに思っております。

それでは、総論については、色々3県のものを見せていただいて、この辺の形

としては神奈川県のもが僕としては非常にいいのかなという判断をしました。それに付け加えますと、やっぱり手話を含め、障がい者のコミュニケーションの手段の充実というものが必要ではなかろうかと。それと、障がい者の情報の手段の保障を図っていくべきだろうと。それから、県の責務から事業者の役割については、3県のものを使っていけばいいのかなと。ただ、先ほども出てましたように、事業者の支援というのは、非常にそれぞれの事業者によって対応が難しいというふうに思いますので、環境づくりというものに留めておくべきではなかろうかという気がいたしております。

それから、各論については、計画の策定から基本的な施策については、鳥取、群馬を参考にして、よりよいものを作っていけばいいと。

それから、三重県の意見としては、防災については、南北に非常に長いということから、この前の参考人の意見も出ておりました。そういった点から、そういった災害時の支援拠点というものが必要であるということで、そういった災害についてのことも織り込んでいく必要があるのではなかろうかと。

それから、手話推進協議会。先ほどからも出ておりました。これ、是非設置をしていただいて、具体的なものを作ってやっていくべきであると。ただ、設置できるかどうかということは、私も今の段階では分かっておりませんので、是非、できるのであれば作っていただきたいなというふうに思っております。

全体的なものとしては、要するに、手話言語条例というものが作られたというときに、その目的、理念というものをやっぱり県民の皆さん方に理解をしていただくと。そして、その手話言語の普及を図るということが一番大事であるということですね。それと、障がい者の人格と個性を尊重し合い、障がい者、ろうあ者の中で支援することから、障がい者が活躍できる環境づくりというものをしっかりと構築していくべきではなかろうかと。

我々を含めて県民の皆さんが手話を学び、言語として使えれば、非常に最高だなというふうに思いました。ただ、非常にこれは、条例を作ることによって、それぞれの皆さん方に手話言語というものをある程度できるようにもしていかなければならないのかなというふうに思っていますので、そういった点をどういうふうに織り込んでいくかというものはこれからの議論にさせていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

委員：それでは、委員の皆さんのほうから質問、確認事項等がございましたらお願いできますか。

じゃあ、私のほうから1点、よろしいですか。

この「条例全般に係る意見」のところ、手話言語条例が制定後の望ましい姿というか、「みんなが学んで、そういうのを使えるようになるといいよね」というようなこと書いてもらってあるのですが、こういう「その後の望ましい姿」みたいな形のことというのは、なかなか条文に入れ込むと、今委員も言われたんです

が、難しいところもあるのかなというような気もするのですが、例えば条例の提案説明とか趣旨説明とかでその「望むべき姿」を入れていくとか、そういう趣旨でもいいのかどうかという確認を。条文に入れていこうと思うと、具体的にどういうイメージかなというのを今ちょっと聞きながら考えていたのですが、そのあたりどうですか。

委員：今おっしゃったように、条文入れるということではなくて、これは、あくまで私の、あるべき姿をこういう形にできればいいかなというふうに思ったので、こういうことも含めて、色々そういう機会で、条例を作るときに知らしめていくということが必要ではなかろうかということなので。そういうことでございます。

委員：わかりました。望むべき姿を何らかの形でやっぱり入れていくべきだということですね。

ほか、ご質問等はよろしいですか。

それでは、次、お願いいたします。

委員：私のほうでは、総論については皆さんと同じように、群馬県と同じように、市町との連携及び協力という項目にしたほうがいいのかと思います。それと、県の責務の中に人材育成という言葉を加筆するべきではないかなと感じました。

それから、各論についてですけれども、やはり災害時対応ということで、それは皆さんと同じように、これは三重県の抱えている今後の課題の大きな一つなので、是非災害時対応ということを書き込むべきだと感じています。それと、人材育成というふうにかかしていただけていますけれども、その通訳者の養成なども基本的施策の中に書き込んでいくべきだと考えています。

また、県の責務や市町村の連携及び協力的なところで、公的機関などへのリレーサービスの推進なども書き込んでいくべきではないかなと、ここには書いてないですけど、そういうような思いでこういうふうなことを書かしていただきました。

また、全般に係る意見として、これも条文の中に書き込む文章ではないと感じてはいますけれども、例えば前文の中にでもその思いをやはり込めて書いていただきたいなと思うんですけども、コミュニケーションをとるとか、そういう人生における希望がかなって大きな夢を持てる環境整備がされることと、安全に生活できる環境づくりということを盛り込んでいかななくてはいけないなと感じているところです。そのために災害時対応と人材育成ということで、それを入れていただきたいと書かせていただきました。

以上です。

委員：ありがとうございます。それでは、委員の皆さんのほうからご質問、確認事項はございますか。

では、まず、私のほうからまた1点よろしいですか。

県の責務もそうですし、教育のところにもあるいは全般に対する意見は、やっぱり人材育成ということが結構キーワードというか書いていただけていて、

施策の中身まではあれなんですけど、具体的な事業モデルとか何かイメージされているものがもしあるようでしたら、ちょっと人材育成についてちょっとご説明いただけますか。

委員：ありがとうございます。私のほうの地元で、よく手話を使われる方々が講座を持っていただいて、手話を使える方々を養成していただける研修なりそういうのを定期的に持っていただけて、これはろう者の方だけでなく当然、いろんな方が参加していただくという形でしていただいて普及に努めていくべきではないかなと感じています。例えば私の息子が保育所ときの先生が手話を使われる方だったので、保育所るときと幼稚園のときに息子たちの学年はみんな手話を習っていて、例えば何か発表会ですと全部に手話をつけて発表するなんていうのを経験してきた子どもたちは、やはり手話に対する親しみというのがすごくありますし、今でも手話をふつうにちょっと使ったりしているようなことがありますので、そういう普及という意味を考えると、そういう広げていく人たちの養成というのが大事だと思っていますので、そういう講座をしていただいてそれを開催する。やはりそれには費用がかかりますので、その辺は県が持つていくべきではないかなと感じています。

委員：ありがとうございます。

ほか、何かご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、続きましてお願いいたします。

委員：まず、前提に2つだけお話をさせていただきます。この4月から障害者差別解消法が施行されていくわけなんですけども、真にその障がい者の差別の解消というのはそうやっぱりたやすいことではないということを肝に銘じて取り組んでいきたいという思いがありました。で、例えば有識者から、「生まれてすぐに聴覚を失ったので、音のない世界を、自分としては悲観的に捉える感覚が、実は中途失聴者と比べてないんだ」ということがあったんですけど、まさに私も娘、障がいをもっておりますけど、非常に胸のつかえが取れるような、まさに当事者でないとは分からないということを思いまして、逆に障がい者に対する過剰な反応とかサービスとか理解というのも差別につながってしまうというような危険性も考えながらということを見ると、真にこの条例を作って、広く県民の方にこの障がい者の差別をしっかりと解消していくんだということを伝えていきたいという思いで、ちょっと表現の中に強めの表現とかそういったことをちょっと盛り込ませていただいているのでご理解いただきたいと思います。

裏面にいきますと、最終的にこの手話言語条例と聴覚障がい者のコミュニケーション条例をセットにした形で進めていくといいのではないかという意見を持っておりますが、表面につきましては、このフォーマットに従って一応書いていきましたので、ちょっと順次説明をしていきたいというふうに思っています。

まず、総論についての意見の①で、ろう者の定義につきまして、ちょっと私、勉強不足なところもありまして、非常に皆さんから色々教えていただければと思

いますけども、「手話を言語として使用し、アイデンティティーとしている者」ということで、そういった言葉もちょっと調べてみたらありまして、そこには堂々と手話を使用していると、勇気を持って手話を使っていると、ろう者の方にはそういった思いがあるということがございました。

それから、先ほどから出ておりますけども、「ろう者とろう者以外の者」という表現がちょっと私の中でしっくりきてなくて、これは、ろう者の方、手話を使われる方と、手話を使われない聴覚障がい者の方を「ろう者以外の方」ということでよかったのでしょうかね、という感覚で私は思っています。そういったことを考えると、この3県の条例で少し整合性がとれてないところ、これはろう者の方に対する配慮の部分なのか、ろう者以外の方に対するものなのかというか、ちょっと整合性がとれてないところもあるのかなということが引っかかりました。

で、次、「目的において」という部分で、「聴覚障がい者が活躍できる社会の実現を目指して」といった少し踏み込んだ内容の表現があってもいいのではと。共生社会ですとか配慮ですとか、「人権を尊重していく」という言葉もありますけれども、やはりもう一步、「活躍できる社会の実現」まで踏み込んだような内容はどうかと思えます。

また、4番目、「前文、基本理念において」なんですけども、様々関係者の方来ていただいて、非常に心打たれる表現がたくさんありました。「心のバリアフリーを目指す」とか「音のない世界」ですとか「手話言語とは声であり心である」とかですね、「手話通訳者がいないと声が失われる」とか「人の声が聞こえる町を作っていきたい」、そういった表現そのものをもう条例に盛り込んでいってはどうかという思いがあります。また、東日本大震災での聴覚障がい者の方の被災状況もお聞かせをいただいて、前文の中にそのろう者に対する歴史的な背景が記載されていて、非常に胸に迫ってくるものがありましたけれども、そういった実際に「こういった歴史があるんだ」というところは記載をしてはどうかと。深く今回の条例の意味を理解していただく部分では大事ではないかなと思っています。

それから、5番目、「聴覚障がいという定義について」ということで、先ほどありました、ろう者の方と、軽度から高度な難聴者の方と、中途失聴者とか老人性難聴者の方とか、様々な聴覚障がいの方おみえになりますけども、そういったところをちょっとどういうふうに定義していくのかなというふうに思っています。

下の部分、各論についてですけども、これ、一つには非常に具体的な例で恐縮なんですけども、補聴器に特についてなんですけども、身近な方で実際悩んでいる方がおみえになったもんですから。補聴器、例えば目の不自由な方ですとメガネがあったりして、もうメガネは今や伊達メガネ等、ファッションであったりアクセサリだったりするんですけども、こういった補聴器に関しても、私の友人なんかは「もう少しつけやすいと、本来はつけたいんですけども、どうしても補聴器をつけることに抵抗がある」というようなことを言われていまして、そういったものがアクセサリ的な、社会に広く広まっていくような取組というか、そうい

った商品というか、出てくるとうれしいなど。これ、英語で調べると hearing aid というそうなんですけども、そういった言葉を使うとまた身近なものになってくるのであれば、そういった表現とかもいかがなものかと思いました。

また、日常生活において、実際に困っていることはしっかり記載をしていきたいと。電話ができない。で、満員電車に乗れないというのも、私も聞いて初めてわかりました。緊急のアナウンスが聞こえないと、災害時に大変であると。これも、私も教えてもらって初めて分かったことなんですけども、こういったことはできるかぎり、盛り込めていけるのであれば盛り込んではいかがというふうに思います。

それから、3番目。「聴覚障がい者の『働く環境』の開発等」とあるのですが、これ、障がい者雇用の中におきまして、その雇用率アップという取組が様々ありますが、まだまだやっぱり、障がい者の方だからこれはできますよねという仕事はあるんですけども、この仕事こそあなたの仕事ですよみたいな、この方にしかできない仕事みたいな、聴覚障がい者の方であればこそできる仕事のところの環境とか仕事というのを開発していくような取組もあってもいいのかなというふうに思います。

裏面にいただきますと、先ほどのコミュニケーションについて取り組んではどうかという部分の理由の部分なんですけども、口話法とか筆記法とか、要約筆記も含めですけども、そういったものを使用されている方の手法を制約するものでもないですし、また、手話を強制するものでもないのかなという思いがあります。

ろう者とろう者以外の聴覚障がい者のコミュニケーションの関係についても、少し自分としてはもっと勉強させていただきたいという思いがあります。

手話言語に限定をして条例を定めることによりまして、今後、他の障がい者への差別解消におきまして、推進するうえで、具体的な段階でうまく歩調が合うとか、バランスがとれるかどうかという部分が少し気になるころはあるのかなという思いがあります。

手話通訳者の育成、身分保障、行政サービス等における情報保障等については、非常に最重要でしっかりと重点を置いていきたいと。

聴覚障がい者全体への取組が必要というのは、先ほど来の災害等の対策におきましては、やはり全体的な部分で必要になってくるかなと思っています。

今回期待することですけれども、障害者差別解消法の施行に合わせて、その推進軸として期待をしたいと。また、今回の条例を機会として、障がい者とその障がい者差別の現実を理解・体験する機会が増えていくことを期待したいというふうに思っています。

以上です。

委員：ありがとうございます。それでは、今のご説明について、何かご質問、確認事項ございますか。

委員：第2の各論のところの補聴器ですとか、困っていることを記載するというのを、聴覚障がい者の方の現実寄り添っているなとも思うんですけども、条例のその既定の中に盛り込むのか、それとも、その前文ですとか提案趣旨説明のときに記載をしていくのか、その辺ほどの場面で形としてもっていこうと思われているんですか。

委員：実は、どの場面でもいいのかなと思っています。ただ、こういったことが県民の方に知れ伝わっていくということが重要ではないかなというふうに思っていますので、強いこだわりはございません。

委員：ほか、ございますか。

委員：「条例全般に係る意見」のところで、「手話言語と障がい者コミュニケーション条例として取り組んではどうか」ということですが、それは明石市のような条例を想定されているわけでしょうか。「要約筆記とか点字とか音訳とかというのも含めて」ということでしょうか。

委員：イメージとしては、そういうイメージでいったん捉えさしていただいておりますけれども、先ほど来各委員のお話を聞く中で、やはり災害等に対する取組は重要であるとか、そういった部分がきちっと盛り込まれていけるのであれば、それはそれでいいのかなという思いもありまして、そういったところが抜けないことが大事かなという思いで捉えさせていただきました。

委員：ほか、ご意見、ご質問はありますか。

委員：前文や基本理念に盛り込むところで、その表現上の工夫というふうに捉えたら、いいんでしょうかね。心のバリアフリー、音のない世界、手話言語とは声であり心であるという、そういう広く心を打つようなそういう表現と考えたらいいんでしょうかね。

委員：ありがとうございます。実はそのとおりでありまして、先ほどありましたように、やはりこの障がい者差別がそう簡単ではないという思いがあって、どこまでいっても条例といってもやっぱり机上であるんですけども、しかし、この机上がやっぱり重要でありまして、なんとかやっぱり県民の方に表現を用いて真の理解を深めていただけるのであればという思いで、そういう部分に迫っていきたいという思いはあります。

委員：ほか、ご質問はございますか。

では、すみません、私のほうから1点だけちょっと確認なんですけど。この総論についての5番のところで、「聴覚障がい者の定義」というところで、その定義付けについてというので、どのようにすればいいかというのでお話をされていたんですが、定義しようと思うと、その解釈が色々広い意味があるとかいう場合に定義というのを設けなければいけないと思うんですけど、要は、ここでいう失聴の原因とか種類によって分類して列挙していくということだとなかなかその定義に、無理に定義する必要もなければする必要もないという解釈で、今の説明やといいのか、ここはどうしても定義したいという思いがあるのか、ちょっとその辺

りだけでも少し説明いただけますか。

委員：実は、ここは私自身も迷っているところがあるんですけども、今回の我々はこういった機会をいただいて勉強をさせていただいて取組をさせていただいておりますので、聴覚障がいと一言にいてもいろんな方がおみえになるというのはよく理解をさせていただいたんですが、なかなかこういったことに日ごろから関わってない方にとってはあまりこう分からないのかなと。ろう者とろう者以外の方とは誰を指すのかなとか、多分分からないと思いますので、県民の方が条例を読んだときにある程度具体的に分かるようにしておくことが、真に理解していただくうえでは大事なかなという思いで。無理に定義する必要があるかどうかは、ちょっと私も分からないです。すみません。

委員：わかりました。ほかにご質問はよろしいですかね。

それでは、続きまして、お願いいたします。

委員：総論の部分ですけれども、その前に、裏の「各条例全般に係る思い」としまして、先ほども言われましたけれども、障害者差別解消法の施行に伴うものであって、しかしながら、制度がなかなか行き届いていかないというところで、しっかりとそれが広がるような理念というのがその思いの根底にあります。

それで、総論についての部分です。三重県は手話を非常に教育の中に取り入れて頑張ってきている県だというような特徴が入ればいいかなというふうに思いまして、ろう教育の歴史とろう者の現状など三重県のその特徴を盛り込むというのを一番はじめに挙げました。

それから、手話の言語認知としての認識をおさえるということでは、先ほども日本手話とか手話とかいっぱい色々なことを言われるものですから、私自身がよく区別ができません。それで、できるだけ広く網羅できるような、そういうふうな意味であります。

それから、ろう者とろう者以外というのは、概念的には、その障がい者の中のろう者というんじゃなくて、すべての人が共生できる社会を目指すという意味で捉えているということです。

で、理念だけでなく、実際の具体的に運用が図られるような条例にしていくべきじゃないかということです。

それから、県の責務につきましては、鳥取県のように「合理的配慮と手話環境整備」というふうに、非常に具体的な位置付け、また、市町村の責務というふうなことも位置付けるというふうに思っております。それは、どこの市町村でも、やっぱり基本的には、私はどうしても県庁だとかそれから市役所だとか市町村のことを思いまして、そこが責任を持って手話通訳者を置いて公的に保障していくべきやという思いが強いものですから、責務というふうに位置付けております。

それから、各論につきましては、手話審議会などをやっぱり設置して、当事者はもちろん広く関係者の意見も聞くという場合、教育関係者や商工業者というようなそういう方々も入って意見を聞くことができるようにするのがいいのじゃな

いかと。ですから、具体的なことについては色々、私たちがろうあ者の皆さんに来ていただいてここで話をいただいたことが、私たちのイメージの中に入っているんですけども、やっぱり当事者じゃないと分からないところがいっぱいあると思うので、その方々が具体的に活動できるようなことを保障すべきじゃないかなというふうに思っております。

それから、条例全般の構成は、鳥取県の条例に学ぶのがいいんじゃないかなというふうに思いました。

それから、ろうあ連盟がまとめられた表のような鳥取県の条例に学んで、計画の策定及び推進、手話学習の機会の確保だとか、手話を用いた情報の発信、手話通訳者の確保・養成、手話に関する調査・研究、財政上の措置、手話施策推進協議会など、盛り込むべきものがたくさんあるんじゃないかなというふうに思った次第です。具体化については、やっぱりなかなか具体的には分かりません。当事者じゃないと分からない部分が多いと思います。

裏については、先ほど申し上げましたので割愛させていただきます。

委員：それでは、委員の皆さんのほうから、確認、質問等ございますか。

委員：確かに鳥取県の条例というのは、一番初めにできたところもありますし、何よりもその知事提案というところで進められたので、最終的には、「ジツ」を取るのかという話になってくると思うんですけど、群馬県も、議員条例でも同じような成果は出ていますよね。そうすると、条文に必ずしもしっかり盛り込むのか、それとも、これから県庁と議論をしながら「ジツ」が取れば、その条文の中にしっかり盛り込まなくてもいいと考えるのか、その辺はどうですか。

委員：やっぱり「ジツ」を取っていくというようになるんじゃないかなというふうに。

委員：そうすると、「ジツ」を取るということは、必ずしもその条文の中にきっちり盛り込まなくても、県がしっかり対策をとってもらえるという、こういう計画とかもですね、保証があればいいかなということでもいいんですかね。

委員：そうです。

委員：わかりました。ありがとうございました。

委員：ほか、ございますか。

委員：これ、市町村の責務を位置付けるというふうに書いていただいています。これを、責務、その下には「県民の役割や事業所の役割については押し付けないようにする」と。これは、押し付けないということで。責務ということは「おしつけ」というふうに捉えるわけですけども、ここしなさい、ああしなさいですね。やっぱりそれは、私は、それぞれの市町の判断でいいというふうに思うわけですけども、やっぱり責務としては必要と考えるわけですか。

委員：今、私、公的責任というような意味で捉えてほしいというふうなそういう意味なんです。ですから、大きな意味で考えていただいたらいいんじゃないかなと思います。で、その差別解消法が具体的に施行されるんですけども、それをしっかりと市町村も位置付けてやってほしいという、そういう思いが強いです。

委員：ということは、「条例に責務をうたってください」というふうに記述されるという理解ですよね。

委員：そうですね。「行政として」という形で。

委員：とにかく私も申し上げましたように、神奈川県、群馬県は、「おしつけ」じゃなくて、連携とか協力というふうにならしているわけですが、それではやっぱり駄目で、責務とうたうべきだというふうに考えてお見えなんですか。

委員：公的な、松阪市、伊勢市ではできておりますけど、ほかはできてないわけですよね。で、そういったときに、役場へ行った方々がしっかりと、住民はどこにおっても住民なんですから、そこでろうあの方がその通訳者の対応が受けられるとか、そういうことは基本的に必要だと思いますので、公的責任を発揮できるようにというようなそういうニュアンスが強いんですよ。

委員：ありがとうございます。

委員：今のところをもう少し教えてほしいんですけども。県の条例だから県に公的責任を果たせというのは分かると思うんですけども、県の公的責任の中で、市町に協力や要請や連携をなささいというふうに言うということでは駄目なんですか。例えば市町村だったら、いろんな優先順位がそれぞれの市町であるかなとも思うんで。どうでしょう。

委員：やっぱり私は、きちっと位置付けるべきだというふうに思います。

委員：ほかはございますか。

私のほうからも、そしたら1点、よろしいですか。

この総論のこの2つ目のところに、「手話の言語認知としての認識をおさえる」という表現がしてもらってあるんですけども、これは今まで議論があったように「手話を言語として」という意味合いでよろしかったですか。

委員：そのとおりです。

委員：ということですね。はい、わかりました。

はい。ほか、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、どうぞ。

委員：私のほうは、もう総論は、裏側のところに書いてあるのがもうこれが一番言いたいところとして、市町が定める条例じゃなくて県が策定しますので、県として行うべき視点、役割を明確にすべきであるかなというふうに思っております。

そんな中で、各論のところ、「努める」ではなく「行う」という記述にしたいと書いてありますのは、当然ながら可能な箇所であって、「努める」しか書けないところあると思うんですけども、「努める」だけでは少し弱いかなという点がありますので、県としてすべきである、県としてできることについては「行う」という表記がええんではないかなと。ただし、議提条例ですので、そういう意味から、執行部に対してできるかというのは別の話ですが、できるのであれば、具体的にできることは「行う」という立場で書いていただくとありがたいかなというふうにも思っています。

そういう意味でも、一番最後の手話通訳等の確保につきましては、やはり市町ができないところについては県がすべきだという形の中で、そういうところについても具体的に、「県としてはこういうことはさせていただきますので、市町さんでもできるところはしてほしいね」といった形しか無理やとは思いますが、そういう形で書いていってはどうかという点。

そして、個別規定につきましては、やっぱりないよりもあるほうがええと思いますので、そちらのほうは書いていただければなという形のことが主な内容でございます。

以上です。

委員：ありがとうございます。

それでは、ご質問、確認事項等ございますか。

委員：先ほどの県の責務のところは、各条例、一条を設けて「県の責務」といって、そこは大体、「行う」ではないですけど「努める」にはなくて、「責務を有する」とか、鳥取県は「環境の整備を推進するものとする」とか、「理解を深めるものとする」と、いわゆる努力義務じゃなくて明確な表現になっていますけど、そういうことでよいということですよ。この「県の責務」一条だけそういうふうにするべきだということですか。

委員：総論的にできるところは「努める」じゃなくて「していく」という方向で書きたいということで、そこだけに特化するものではありません。

委員：そうすると、ほかにそういう「行う」と書けるところというのがあるかというのと、市町村の責務にまで高めると、「市町村は行う」というふうにできるかもしれませんけど、それ以外は結構、県民と事業者なので難しいかなと思うんです。ほかに何か想定する場面はありますか。

委員：具体的には想定しておりませんし、あくまでも議提条例ということの中でできる範ちゅうで盛り込めるところはできるだけ盛り込んでいただきたいなということと、市町に対しては強制すべきではないと思っていますので、その辺のところは、お願いできるところはお願いしていくような形、努めるのは「努めてください」という記述しか不可能かなというふうには思っています。

委員：わかりました。

委員：それでは、次、お願いいたします。

委員：まず、私のほうは、ベースとしてというかたたき台としては、群馬県の条例などをベースに作っていったらいいのではないかと、これをまず1点思います。そうした中で、個別の規定については、神奈川県なんか割とさらっとほとんど書かずということなんですけど、これ、実効性のある条例にするためには、個別の規定もしっかりと書き込んでいくべきであると思いますし、3点目の、コミュニケーションまで踏み込んだ条例にしていくのかという点については、私は、必ずしもコミュニケーションに踏み込むことが悪だと思っただけではなくて、踏み込むことによって逆に手話の条例としての意味合いが薄らいでしまうんじゃない

ないかというところが少し気になっていまして、そういった意味では、手話言語に関する条例としてきっちりと作り込んでいくべきではないのかなと思っています。

次に、各論についてなんですが、各論については、議提条例ということで、やはり群馬県の条例なども見ても、「努める」という表現を用いているところが多くなっています。これは、私は、ある意味においてはやむを得ない部分だと思っていますが、だから、「努める」であるからといって「書かない」という選択肢はないと思っています。特に財政上の措置であるとか、協議会を設置をするという、こういったものは条文に書き込むか、あるいは、群馬県で用いているような附帯決議などという手法を用いながら、なんらかの形でしっかりと明文化をしていくということが必要であると思っています。

次に、文化的な違いということなんですが、これは、いろんな方からお聞きをしても、「手話という言語は、まったく日本語とはまた違う文化を持っている」ということを、多くの方がおっしゃってしましたし、その部分はしっかりと条文の中に書き込んでいくことが必要なのかなと思います。

また、一番最後の3項目目なんですけど、個別規定についてもしっかりと書き込むべきであるということは先ほど申し上げたとおりなんですけど、特に、そういった中でも手話通訳者等の確保、養成については喫緊の課題であると思っていますので、こういった点はしっかりと書き込んでいくべきであると思っています。

3番目の「全般に係る意見」は、ほとんどほかの項目の中で書かせていただいたことを再度書いているようなところがあるんですが、有識者、関係団体の皆様のご意見などを最大限、条例の中に反映をしていくべきであると、私は思っています。

以上です。

委員：ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんのほうから、ご質問、確認事項ございますか。どうですかね。大体、もう書いてもらってある内容でよろしいですかね。はい。

それでは、最後になりますが、お願いいたします。

委員：1番のところなんですけども、有識者のお話を伺ってからなんですけども、手話をしっかりと言語であることを確立したうえで、障がいをおもちの方が、いろんな手法でコミュニケーションしやすいような手段を保障していくという内容も必要ではないかなというふうに思いました。で、特に防災ですとか、いろんな生活に関わるような部分を支えていくなれば、そういうことが必要だとは思いますが、それをどこまで広げていいものなのかということは、まだなかなか判断はつかないところです。

そして、「観光客をはじめ訪れる方々への支援を充実させて」というふうに書かせていただいたんですけれども、観光を中心とした県を目指していくならば、訪れる人に対しても訪れやすいような環境を作ったり、人を受け入れる側にも理解

を求めていくということも大切だと思いますし、三重県全体の魅力につながるようなちょっとしたたかさも盛り込んだような条例にしていっても面白いのではないかなというふうな意味合いで書かせていただきました。

そして、1番のところに関わるんですけども、もう少し手話が、手話をできない方ですとか、例えば要約筆記者の方も、要約筆記をする方が少なくて困っているというお話もお聞きもしたりしていますので、そういう方々の声ももう少し聞いてみたいなというふうに思いました。

以上です。

委員：ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんのほうから、ご質問等ございますか。

委員：各論についての、先ほど、意見言われた中で、「したたかさを盛り込んでも面白いんじゃないか」というふうな表現をされたんですが、あまり理解ができなかったので、もうちょっと具体性を持った言っただけだとありがたいんですが。

委員：なんというんですか、例えば、いろんな人たちを温かく受け入れられるような地域というのは、地域の魅力づくりにもつながってきますので、そういう地域戦略としても、この県よりも三重県なら行っても大丈夫だよねということで人を呼び込んだりという意味合いで、地域の魅力向上にもつなげていけるような「したたかさ」が県としてあっても面白いんじゃないかなというふうに思ったんですよ。

委員：それを、では、条文に入れてくるという形での発言ですか。

委員：例えば「観光なり訪れる人への支援」と入れ込むことが地域の魅力向上につながるのではないかということです。

委員：「したたかさ」ということは別に条例に入れ込むことはない。望んでいるわけではないということだと思いますけどね。そういう観光とかをやっぱり入れ込むことが、地域の魅力につながるんじゃないかという。むしろ手話の普及だけじゃなくて、そういう思いも込めたらどうかという意味ですよ。

委員：そうです。

委員：よろしいですか。

委員：いいです。

委員：ほか、ご意見、確認事項。よろしいですか。

それでは、これで、座長、副座長を除くすべての委員の皆さんから、ご意見を説明いただきましたが、今、改めて、ちょっとこの点確認しときたいとか、何かご質問があれば。

委員：ちょっと先ほどのやり取りの中で、僕ちよっとうっかりそこ考えてなかったんですけど、その他の手話の話が出ていたんですけど、これ、神奈川県第2条と鳥取県も第4条だったかに「その他の手話」という表現が出ているんですが、これ、ちょっと事務局に確認してほしいんですけど、それぞれの県議会に。多分、これは、これですね、例えば神奈川県第2条の「手話の普及等」を読ませていただくと、その手話の普及の定義というのは、1つ目、手話の普及並びに、2つ

目、手話に関する教育及び学習の振興、3つ目、手話その他の環境整備、その3つを並列に書いてるやつであって、「その他の手話の環境整備をすべきだ」というふうな条文の意味ではないと思うんです。で、ちょっとその条文の確認を、次回のこの話し合いの中で大事になってくるかなと思うので、多分、そういう意味なんだと思うんです。これ、学習の振興、「その他の手話を使用しやすい環境の整備」ではなくて、「その他の」で切って、「手話を使用しやすい環境の整備」ということだと思うんです。というのは、手話言語条例と書いてあって、その神奈川県の間頭も、「手話は言語である」というふうに書いてあるので、この条例における手話というのはすべて言語としての手話で、その他の手話は入ってないんだと思うんです。それで、本手話というのはその手話言語とほぼ同義で、だから、朝霞市も日本手話条例だったかなと思うんですけど、今の日本の捉え方としていうと、手話言語イコール日本手話ということなので、その辺をちょっと次回の議論の中で多分これ、一番大事なテーマの一つだと思うので、ちょっと確認をしていただければなと思います。

委員：わかりました。ちょっと事務局のほうでじゃあ整理をして、この議論については、先ほども確認事項でもありましたように、おそらくそもそも定義するかどうかも含めてですけれども、手話というのは皆さんが今回、条例でいう手話をどう捉えるかというのは結構もちろん重要な話で、もちろん日本手話でいくのか、例えば日本で使われている手話というものが全般的な話になってくるのか、具体的にこう日本手話、日本語対応手話こう書いていくのか、いうことも含めて、で、他県の条例でいうところの手話がどういうものを指しているのかということも、改めて事務局でもちょっと整理をして調査をして、我々が誤解している部分もひょっとしたらあるかも分かりませんので、そのあたり一度、整理できる状態にして一度議論できるようにしますので、そのようにさせていただきます。

委員：私も、そこはなかなか分からないんですよ。日本手話、日本語対応手話、日本手話。日本語対応手話と日本手話ですか。その2つ。それがどういうものかというのが、皆さんのイメージと私のイメージと違うかわからんのですわ。どういうものかというのが一本化してもらわないと分からない。

委員：ですので、先ほどおっしゃられるとおりで、皆でそれぞれのイメージが多分違う可能性があるなということが今回の議論でもわかりましたので、そのあたりを一度整理をしたうえで、もう一度議論して確認をしていただくと。いわゆる手話、我々が条例にする手話というものはどういうものなのだというのを、やっぱり共有する必要は当然あると思いますし、それがずれていると条例の中身の議論がおかしくなってしまうので、そのあたりは次回ちょっと確認できるようにさせていただきます。

ほか、何かご質問等がありますか。

委員：今、ずっと皆さんのお話を聞いていて、2つのことがはっきりしていないというふうに思っています。1つは、情報コミュニケーション法との関係で、手話を

言語して権利保障していくということは単に、単にという言い方はおかしいかもしれませんが、コミュニケーションを図るとか単に意思疎通をすることかいうことよりも、もっとやっぱりこう深い望んでみえることを保障すべきだというふうに思うので、そのことがどうなのかというのが1点と、もう1点は、障害者差別解消法との関係で、結果として差別解消につながることはあるかもしれませんが、私は、根本理念は、今まで保障してこなかったろう者の人たちが持っている手話言語保障と文化保障だというふうに思うんですね。なので、結果としては差別解消にはつながるかもしれませんが、その概念はまた別途、制定するのであれば、別のもので保障すべきだというふうにも考えますが、そのあたりはやっぱりこの根本を整理しない限り、一つの条例を作るということはなかなか難しいなと思いますので、そのあたりをやっぱりちゃんと整理をしなければいけないのではないかとこのように、聞かせていただいています。

そして、言葉として混在しているだけだったらいいですけども、やっぱり理念が一番大事やと思いますので、そのあたりについてやっぱり委員でしっかり協議をすることが必要だというふうに思っています。

委員：ちょっと議論するところは今からするのもしますので、とりあえず、意見もし皆さんあったら、まず出してもらえますか。何か確認事項、質問はほかにございますか。

委員：ちょっと各論のその他のところになるんですけども、神奈川県のところ、附則第2項で、「知事は、この条例の施行日から起算して5年を経過するごとに、条例の施行の状況について」という文があるんですけども、この議提条例でこれがもし制定された後に、県のほうは行動計画なりにこれを施策として起こしていくわけですが、そのことに対する議会への定期的な報告とかそういう、見直しとか報告とかっていうようなこと、財政措置が当然とられるわけですから、そういうことを盛り込んでいくべきではないかなとはちょっと思っているんですが、その辺もまた皆さんのご意見聞かしていただけたらと思います。

委員：そうですね。もちろんその見直し規定を入れるかどうかとか、推進協議会の話もありましたけども、議会の報告と、そのあたりというのは当然、どういうふうにしていくのかというのは重要な議論かなというふうに思いますので、また争点として議論させていただきたいと。

ほかに、いかがですか。

それでは、今いくつか出た中で1点だけ、これからの議論は、争点を一度整理してやりたいと思うんですが、先ほど「根本の話で」という話がありましたので、ちょっとこの部分だけきっちり整理しとかないと、これからの議論がちょっと飛んでいくと駄目ですので、ちょっと確認を皆さんと議論したいと思いますが、言われたその、手話言語にターゲットを絞って、手話を一つの言語と認識をして手話を図るといふ、そういう条例にしていくのか、あるいは、手話だけではなく情報コミュニケーションという言われ方がしていましたが、点字とか要約筆記とか

字幕サービスとか色々そんなも含めて、様々な障がい者を有する方がより円滑に意思疎通を図るようになるような条例、ちょっと幅広い形にしていくのかということについては、ちょっと整理をしておかないと、最初に、どんな条例を作るのかというのは違ったものになってきますので、ちょっと皆さんで議論を今日いただいて確認をいただけたらなと思っておりますが、意見シートを見させてもらって今の皆さんの発言を聞いていると、おおむね先ほど言われた、絞った形、手話言語というような絞った形がいいのではないかという話がありました、おおむね。また、情報コミュニケーションにも取り組んでいきたいという旨の発言もあったんですが、そういう情報コミュニケーション条例にしていくというよりは、障害者差別解消法の考え方というかそういうのをしっかり盛り込んだ形という趣旨でもあったのかなというふうに思って、情報コミュニケーション条例にどうしてもこだわっているような発言ではなかったかなというふうに思ったんですが、そのあたり、もしご意見があればお願いできますか。

委員：その辺は、私自身も非常に難しいなと思いつつですね、私も勉強不足の中、今回参加させていただきまして、まず、この条文に「ろう者とろう者以外」で読んだときに、私はもう、聴覚障がい者と健常者と読んだんです。それから入ってしまっているのもある中で、有識者の話を聞くと、「まあ、そりゃそうかな」という思いがある中で、勉強を深めていくと、「いやいや、ろう者の方というのは手話を使用される方であって、すべての聴覚障がい者を指すものではない」というのが後から分かってきた話なんです、私の中では。で、その部分で非常に迷いがあるというか。今回、この検討会に参画するにあたっては、「聴覚障がい者の方への」という思いが強かったもんですから、その辺をこう絞っていくのがどうなのかなという自分自身の疑問もあるのはあるんですけども。

委員：なるほど。ほかの皆さん、どうですか。

委員：もちろんその条例を作るとしてすべての障がい者の方の環境がよくなるわけではなくて、僕は、やっぱり今回の県外視察でも一番思ったのは、鳥取県の「あいサポート運動」の形だと思うんです。で、やっぱりその鳥取のバスとかに乗ると、「筆談します」ってバスの運転手さんの名札に書いてあったり、バスに張ってあったりと。これ、多分、「あいサポート運動」の活動なんですね。そうすると、手話言語としては、特別なもので、県民の皆さん、僕もそうでしたけど、手話が言語なんだというのがやっぱりまだ認識が低いので、まずこれをやっぱり確立させることで、で、それを踏まえたうえで、いろんなその筆記等々もありますし点字もそうですし、盲の方も含めたそういった多様なコミュニケーションの手段を確保するのは県民運動してやっていくと。で、そのために条例を作ろうと。で、それは差別解消法にもつながるんだと。その県民運動を広げていく一方の活動が必要で、そのための条例を別立てで、僕は、作るべきかなというふうに思うんですね。だから、その到達する最後の社会像は一緒なんですけど、やり方としていうと、まずは言語としての手話を認め、で、そのうえで、バリアフリー社会というか障

がいをもった方とも多様にコミュニケーションをとれるという社会を作るための条例をもう1本作るというのが、一番流れとしてスムーズかなど。それをいっしょにしてしまっただけで同時にやりましょうというのも一つの手なんですけど、やっぱりぼけてしまうかなという気がしますね。

委員：その気持ちもよく分かりますけれども、やっぱり手話というものに特化した中で、差別解消法はまた別途、一つの大きな条例としてまた作っていけばというふうに思いますので。先ほども出ました「手話を言語として理解をする」、これ、まったく恥ずかしい話やけど、私も「手話が言語である」ということはあまり認識してなかったんですよ。正直なところね。で、じゃあ県会議員の皆さんすべてが認識しているかということも含めると、認識してない人もみえるかもしれませんね。だから、そういうところで、やっぱり手話というこの言語条例というものに特化して、広く県民に理解をしてもらう、これがこの条例の大きな一つの、僕は、目的やと思いますので、そこを特化してやっていくと。

そして、コミュニケーションについては、私も、さらっと前文の中で書いてほしいというふうに書いたんですけども、やっぱりこういった「コミュニケーション手段の充実と障がい者の情報というものを図っていく」ということも必要であるから、それは、さらっとこう書いてもらったらどうかなという意見があるわけですね。だから、とにかく今回につきましては、手話を言語条例に特化していくということでもいいのではないかなというふうに思います。

委員：ほか、いかがですか。

委員：ありがとうございます。今言われたこと、もったもであるというふうに非常に分かりやすかった。ありがとうございます。それから、「言語保障と文化保障である」という表現、非常に私も分かりやすくて、そういった角度で今回のこの手話言語条例という形で取り組んでいくのは、まったくいいことではないかなというふうに思っています、で、一つだけ、その聴覚障がい者の方で今回、ろう者の方が対象になってく部分があるわけなんですけども、それ以外のこの聴覚障がい者の方のご意見とかご期待とかはよかったかなという感覚がありますんですけどもね。私が、最初にもうろう者イコール聴覚障がいというふうに認識をしてしまったもんですから。そうではなくて、そもそも「ろう者の方に対する手話言語条例である」というふうに発していたのを私が気づかなかっただけであればそれはそれでいいんですけども。その辺が少し心配なんですけど。

委員：先ほどお話いただいたように、当然、今それぞれの手話言語に絞るべきだというご意見がたくさんありますけれども、じゃあそれだけでいいのかというところじゃないというのは今、言っていただきましたし、当然、聴覚障がいの皆さんのいろんな方の意見も我々調査さしてもらったわけですので、そのあたりをどういう表現にするかはこれからの議論ですけれども、それはまったく別ですよという議論には多分ならないのかなというふうに思いますので、それはそれで議論していただければいいと思います。ただ、整理として、今、大体言っていた

だいたように、障害者差別解消法に基づくいろいろな様々な障がいをもたれる方を網羅したような形に、コミュニケーション、情報コミュニケーションという形でやっていく中で、やっぱりかなり幅が広がってくるのかなという意味では、今言われたような形で、もう1本条例を本来作らなアカンということなのかもしれませんし、そこまで我々がおそらくここで所管することは難しいのかなということも思いますので、ここでの議論としては、手話言語条例を制定に向けてのこれから議論をしていくと。で、情報コミュニケーション、我々が色々聞かしてもらった部分については、参考人の方からも確か意見あったと思うんですが、本来、もう1個別立てでという、参考人からも確か意見を言われていたと思いますので、それはそれで、その後、県議会としてどうしていくかというのは、県議会でまた議論をいただくということで、今回の制定はそういう整理をさせていただけたらなというふうに思いますが、よろしいですかね、それで。はい。

じゃあ、それでもう方向だけ確認をさせていただいて、で、その中での具体的な争点は、今、議論の中で言われた推移もありますし、色々こう出てきましたんで、一度、複数、多分あると思いますので、争点があるということか、あるいは、三重県として盛り込んでほしいこと、災害の話とか観光の話とか、ポイントがいくつかありましたんで、そういった議論のポイントになることを一度、正副座長のほうで整理をさせていただいて、で、もう一度、皆さんに、整理したうえで、1個ずつ議論いただいたほうが多分議論分かりやすいと思いますので、そのようにさせていただけたらなというふうに思います。

ということで、あと、そうですね。皆さんのほうからも、今日、ここで意見色々言っていただきましたが、それぞれの意見聞いた中で、これはちょっと争点というか論点に入れてほしいなというのがあれば、後日でも結構ですので、私か副座長のほうへ言っていただければ、また争点に加えさせていただきますので、気づいた点がありましたら、また、是非ご相談いただけたらないというふうに思います。

ということで、今日の議論、じゃあ、これでよろしいですかね。はい。

2 その他

委員：それでは、次回の検討会についてですが、先ほど申しあげましたような形で論点整理をしたうえで、次回検討会をさせていただきたいと思います。なお、次回の日程、第8回検討会は3月11日、10時から開催したいと考えておりますので、皆さんのほう、ご予定のほうよろしくお願いいたしますが、よろしかったですかね、日程。確か、前、確認していたと思いますので。11日。いいですか。調整のほう、よろしくお願いいたします。3月11日10時で。はい。東日本大震災の追悼式も、講堂で午後からはあると思いますので、午前中、是非予定をさせていただきたいと思います。

委員：その次は、22日ですか。

委員：その次は、いつやったかな、22日ですね。そうです。3月22日。よろしくお願ひします。

では、次回、3月11日10時とさせていただきます。

次に、この検討会の今後のスケジュールの見通しについて、協議をさせていただきます。

資料3のほうをご覧ください。本日の検討会を含めて、今後のスケジュール見通し（案）ということで作成をいたしました。当初の予定では、6月の上程及び採決を目指しての日程で、パブリックコメントの募集に大体1カ月要することを考えますと、3月及び4月上旬に委員会討議を重ねて、4月中旬ぐらいには、検討会として意見を統一して、内容も十分に吟味し態勢を整えた条例案である検討会案というものを取りまとめる必要があります。このため、3月及び4月上旬には、必要に応じて頻繁に検討会を開催させていただく可能性がありますので、ご承知おきをいただきというふうに思います。

なお、先ほど話出ていました次回は、3月11日の10時。その次は、今のところ、第9回検討会は3月22日火曜日の広聴広報会議終了後、開催する予定となっておりますので、予定のほうお願ひいたします。

本日の議題は以上ですが、ほかに、委員の皆さまからご意見等はございますでしょうか。よろしいですかね。

委員：スケジュールで確認したいんですけども、パブコメが4月中旬から5月中旬ということなんで、できたら、その前に、検討会である程度「たたき台」（案）が出たところで、会派で議論させていただきたいんやわ。

委員：もちろん、そうですね。はい。

委員：その期間をちょっと設けていただきたいで、その辺のひとつ配慮をお願いします。

委員：一応、できれば随時この協議の、これから具体的な、多分論点が出てきて議論になってきますので、今日の議論聞いていても、おおむね大体方向がいっしょだなと思う分についてはいいのかなと思います。論点に分かれることは、随時、会派でそれぞれ協議もいただけるとありがたいなというふうに思います。で、ちょっと議論の経過も知っていただけるほうがいいなと思いますので、「今、条例検討会でこんな議論になっています」ということを、論点がある度にちょっと会派で、それぞれはもう皆さんの会派にお任せしますので、ちょっと話をしといていただいて、で、当然、その検討会案ができるときには、当然、会派で一度もんでいただくというか、「検討会案を会派でも議論いただいたうえで」ということで思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

委員：了解。

委員：ほか、よろしいですか。

それでは、本日の会議は終了いたしたいと思います。

委員協議だけちょっとさせていただきますので、委員の皆さんだけ残っていた

だけますか。委員以外の方は退席をお願いいたします。

(11:45 終了)